

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和2年1月7日

県南広域振興局長 平野 直

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称 DCMホームマック株式会社、イオンタウン株式会社及び有限会社アピオ・プランニング

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 江刺ツインプラザ 奥州市江刺八日町一丁目300番地ほか

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者及びその代表の変更

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者及び代表者の氏名

(4) 変更の年月日

ア 令和元年5月31日

イ 令和元年11月26日

(5) 変更の理由

ア 代表者の変更のため

イ 小売業者の新規出店と退店があったため

2 届出年月日 令和元年12月13日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所